

三股町史料集2

庄内地理志 卷五二

庄内地理志 卷五三

三股町教育委員会

## 刊行にあたって

このたび、『三股町史料集2』を刊行しました。

本町では、平成三十一年三月に『三股町史』上・下二巻を刊行し、その後、編さん事業で収集した史料を公開・活用する目的で『三股町史料集1』を令和三年一月に刊行し、同年三月には『三股町史』のダイジェスト版である『三股町の歴史と文化財』を刊行しました。

今回の史料集には、「庄内地理志」巻五二・五三の二本を収録しました。「庄内地理志」は江戸時代後期に都城島津家が独自に編さんした地誌で、一一二巻と拾遺一巻の全一一三巻（うち一〇三巻が現存）から成り、既に『都城市史 史料編近世』全五巻（五巻は正誤表・索引集）として翻刻・刊行されています。

江戸時代の三股町は、鹿兒島本藩の直轄領と都城島津家の私領が混在しており、現在の大字宮村・長田は都城島津家領に含まれていました。つまり、「庄内地理志」が都城島津家独自の編さん史料であることから、大字宮村・長田については、その詳細を知ることができるのです。それが『三股町史料集』として「庄内地理志」を選定した大きな理由です。具体的には、大字宮村に含まれる大鷲巣・小鷲巣・寺柱が巻五二〜五六に、大字長田に含まれる梶山・田上・長田（梶山浦）が巻九八〜一〇四に掲載されています。また、本藩直轄領の樺山の一部が巻一一二に掲載されており、紙数に合わせて分冊し、順次刊行していく計画です。刊行にあたっては、都城島津邸のご協力のもと、原本による再確認を行い、内容についてもご教示いただきました。深く感謝申し上げます。

今回の史料集が「ふるさと三股」の歴史を知る手がかりとなり、『三股町史』とともに活用していただければ幸いです。

令和四年三月

三股町教育委員会

(表紙)



(原寸タテ 25.0 cm×ヨコ 16.4 cm)

(書扉)

「来住口 五 同人画

鷺巢村

栄仁寺

庄内地理志 五十二

庄内地理志 卷第五拾二 都城来住口 五

鷺巢村目録

- 一 鷺巢由緒称号
- 一 衆中人別百姓人別
- 一 上使通路筋絵図
- 一 多門寺門堂社(比沙門 若宮)
- 一 大鷺巢村田畑小名
- 一 勝岡境間縄引
- 一 鷺巢宗廟歳大明神
- 一 萩原口獄門場
- 一 御検地高頭次第
- 一 蒔田御内輪山屋鋪
- 一 一年之神守児玉屋鋪
- 一 小籠之前道橋

表紙には、「庄内地理志」という題簽(だいせん)が付されているが、書扉には「庄内」とある。同人画の同人は、巻五一の書扉に「画二枚荒川太郎兵衛写」とあることから、巻五二も荒川太郎兵衛（儀一）と推察される。冒頭は、巻五二に収録されている目録の一覧である。ただ、目録の名称と本文中の項目名が一致しないものがあるため、以下に各目録に符合する本文中の頁数を示した。

- 【鷺巢由緒称号】／2
- 【大鷺巢村田畑小名】／3
- 【御検地高頭次第】／4
- 【衆中人別百姓人別】／6
- 【勝岡境間縄引】／9
- 【蒔田御内輪山屋鋪】／10
- 【上使通路筋絵図】／11
- 【鷺巢宗廟歳大明神】／13
- 【年之神守児玉屋鋪】／19
- 【多門寺門堂社 毘沙門・若宮】／20
- 【萩原口獄門場】／21
- 【小籠之前道橋】／13
- 【栄仁寺由緒修甫 諸仏体住持世代本尊】／22
- 【寺柱宗廟諏訪社】／25

- 一 栄仁寺由緒修甫 諸仏体住持世代本尊
- 一 八之王子神社 一 厳嶋大明神 一 楡木年之神
- 一 松木藺堂社 一 飯屋地藏熊野 一 峯崎稻荷
- 一 和田之由緒権現 一 大脇阿弥陀堂 一 外村大宮大明神
- 一 大峯山之神 一 松ヶ野久保之辻堂

庄内地理志 巻第 都城来住口附

鷺巢村

旧記ニ云く、伊東氏新納家と合戦、初め之軍ハ新納近江守忠勝方々小鷹原の小迫ニ伏兵を構へ、伊東の勢を偽引出し、伏兵起して、伊東勢敗走後の軍ハ、城ヶ尾・冷水・黒坂・横尾に掛る、委記ハ夫々の部に出せり、実否に不知共、古老の口に伝しは、一万所の軍ハ小鷹原の谷迫に水を澹へ、茅竹・雑葉敷並べ、白砂に平地をこしらへ、沼田の深きに鷺を作向、森山にて白鷺巢に在る体を見せ、伊東勢を偽引出し、伏兵起して一万の軍勢伏兵在るましと鷺在る方を心掛しか、件の深沼迫に走込、鷺のために死を終へり、故に地名と成て鷺巢と号し一万城と云へり、近く隣りて太刀洗ひと云る在首塚有、然も似せ鷺のために一万者兵気亡盡と化して白鷺となり、人家に禍ひする事限りなし、渠追福として白鷺山西方院栄仁寺を草創し、村里鷺巢と唱へ、西に隣りて子宝大明神なるを小鷹と改め、是を防ぐ、于今小籠年神より東に鷺の来しは其歳村里悪しと云伝し、此説必ず

【八之王子神社】／27

【厳嶋大明神】／30

【楡木年之神】／31

【松木藺堂社】／31

【飯屋地藏熊野】／32

【峯崎稻荷】／35

【和田之由緒権現】／36

【大脇阿弥陀堂】／38

【外村大宮大明神】／40

【大峯山之神】／41

【松ヶ野久保之辻堂】／43

【鷺巢由緒称号】

目録一つ目の「鷺巢由緒称号」は、上記表題では「鷺巢村」とある。内容は村名の由緒で、その発端は新納氏と伊東氏の合戦とされている。冒頭の「旧記」は不明であるが、この合戦は『庄内平治記』に記載があり、享禄元年（一五二八）のことで、都城市境の一万城から都城市上長飯町一帯が戦場であった。本町の一万城地区にある塚に大鷺巢の地名が冠されている経緯は上記の内容によるものである。なお、栄仁寺は江戸時代末期に廃寺となり、現在、寺柱霊園となっている（口絵写真）。

実正ニ者取へからずとも、適古老の説も捨がたし、旁事之由の符号なれハ爰に記しぬ

但地名一万城の文字、古来は字正不定とも一万所、一万場何れか是歟

一 延宝三年乙卯九月梶山方願出訳有之、用夫不相当ニ付諸事つかへ多候、其上梶山は御用木多、かごしま衆被差越事共多候、又者論山方ニ付多人數御越之砌、色々夫仕、手つかへに罷成候、近所之名一ヶ村被召付候様、噺方申出候得共、地頭方之足ニも罷成事候間、一兩度召留置申候得共、立而申出、当分者夫仕等いかにも行迫候事存之前ニ候、一ヶ名相付候様梶山地頭川上彦兵衛(久隆)方も被申出、鷺巢一ヶ名被召付候、此以前寛永十四年丁丑高帳ニ、後久・鷺巢・田辺之儀、大岩田口江被召付置候、知行衆高員數ハ大岩田口江委相記之

大鷺巢村字名

川開田	川原田	みつゑた田	畠田	有の木丸田
村之前田	長菌田	桑田	井料田	宮元田
岩切田	久保田	樋掛田	くみ川内田	井手元田
屋ね添田	岡之下田	西畑田	原之菌田	北之原田
並木田	二丁所田	小鷹原田	姥市田	

「庄内地理志」の編集者は、白鷺の説は事実とは思えないが、古老の説も捨てがたいとして書き残したようだ。

延宝三年（一六七五）九月、梶山の噺方より願い出があり、梶山の用夫は不足しており、様々な夫役に支障が出ているため、近隣の一か村から加勢がほしいとのことであつた。一、二度保留となつていたが、梶山地頭川上久隆からも申し出があり、鷺巢村が割り当てられた。鷺巢村は寛永十四年（一六三七）の高帳では大岩田口に属していたが、「庄内地理志」編さん時点では来住口に属している。所属の変更時期は不明だが、巻五一には、享保八年（一七二二）に近隣の田部村が南北二つに分かれ、北田部が来住口に属するという記事があり、鷺巢村も同時期と推察される。

【大鷺巢村田畑小名】

現在の大鷺巢地区にある一二の小字のうち、上記と一致するのは、川原田・畠田（畑田）・村之前（村前）・岩切・久保田・岡之下（岡ノ下）・北之原（北原）・小鷹原の八か所である。

鷺巣村御検地之次第

高五百七拾五石壹斗貳升七合四勺

慶長十七年六月廿一日、三原諸右衛門尉重種判・伊勢兵部少輔貞昌判・比志嶋紀伊守国貞判・町田勝兵衛尉久幸判・椋山権左衛門久高判、(十代志能)北郷讚岐守殿と宛書

高四百七拾四石四斗三升四合九才

元和六年卯月二日、伊勢兵部少輔貞昌判・三原諸右衛門尉重種判・町田図書頭久幸・喜入摂津守忠政判・下野守(島津)久元、北郷讚岐守殿と宛書

高四百六拾八石壹斗八升九合四勺八才

内六石七斗九升貳合七勺壹才

右、慶安四年・承応三年新任明井畠田ニ成増、古荒起地之高竿入、持留之内ニ相加被為給旨、御家老御任引付御支配之由、明暦元年六月七日、岩切嘉左衛門印・菱刈孫兵衛印・比志嶋内記印・新納縫殿印

高六百八拾三石四斗貳升壹合五才

田方廿五町六反四畦廿六歩

畠方八十六町四反八畦廿歩 享保御検地

鷺巣村 万治以来高払

万治御目録耄冊分

高五百五拾貳石九斗七升六合四勺六才

【御検地高頭次第】

鹿兒島藩では、太閤検地後も家臣団を統制し、領内の生産力の確保・増加のために、慶長十六年（一六一一）から藩独自で初めて検地（慶長内検）を実施した。これによって鷺巣村の石高が決められ、家老連署によって都城領主の北郷忠能に宛がわれた。元和六年（一六二〇）に石高が減少しているのは、慶長十九年（一六一四）の上知令、元和五年の家臣団への上知が影響している。上知は本藩の財政悪化を食い止めるためであったが、家臣団の経済的ダメージは大きく、不満が募っていった。

一方、開墾も進められており、明暦元年（一六五五）の石高には、慶安四年（一六五一）・承応三年（一六五四）の新仕明（開墾地）によって増加した六石七斗余りが含まれている。

鹿兒島藩独自の検地（内検）は、慶長・寛永・万治・享保の四回に及んだ。

(表紙)



(原寸タテ 25.1 cm × ヨコ 16.4 cm)

(書歴)  
「来住口 寺柱村 御番所 六」

庄内地理志 五拾三 「」

庄内地理志 卷第五十三

来住口 六 中之郷 寺柱村

改御番所

御領国諸所他国通路改御番所

薩州出水 野間之原 薩州大口 小河内

日州野尻 紙屋村 日州高岡 去川村

日州都城 寺柱村 日州志布志 八郎ヶ野

上使方御答書右之通可申上 列朝制度

日州加久藤 榎田村

日州都城 梶山

日州志布志 夏井村 以上九ヶ所陸地番所

卷五三の冒頭では、藩内にある九か所の

改御番所（陸地番所）を紹介している。これは、島津家の「藩法集」である『列朝制度』からの抜粋で、上使に対する「御答書」の一部である。また、『旧記雑録追録三』（文書番号一九九五）には、七か所（増減あり）の辺路番所もみられる。

肥後からの玄関口ともいえる出水筋（西目筋とも）には野間之原番所（鹿児島県出水市境町）、大口筋から肥後へ抜ける道筋には小河内番所（鹿児島県大口市小川内）を設け、肥後人吉藩への通路には榎田番所（求磨口番所、えびの市榎田）を設け、鹿児島藩から佐土原藩へと通じる高岡筋（東目筋とも）には去川番所（宮崎市高岡町）と紙屋番所（小林市紙屋）を設けた。

三股地域には、寺柱街道に寺柱番所を設け、梶山街道には梶山番所を設けた。

志布志にある八郎ヶ野と夏井番所は、福島・串間への通路であり、藩領境の要衝にあった。

一 寺柱通路筋之儀ニ付而者、寛永十年八月、上使小出对馬守様・城織部様・能勢小十郎様御通道之節、寺柱江御止宿有之

列朝制度朱書 寛永十年酉、諸国江上使被差下、九州江者小出对馬守殿・城織部殿・能勢小十郎殿方御下ニ付、三人御尋被仰候者、諸堺目ニ番屋を作、番衆弑、三人居候、諸国ニ無之儀候如何様成事ニ而候哉と御尋候、因幡申上候ハ、必隣国へ隔心之儀ニ而も無御座候、諸法度之物共他国へ出候を改留、題目・走者又ハ牛馬、手形を以出申候を、下ニかくし候而通候、左様成改之ため番を召置、改物品々、板札ニ御座候

一 同所番人之事相記候者、同十四年十二月廿四日、飢肥衆松岡八郎右衛門殿主従五十人ニ而牛之峠被為島原之様被參候、野坂番衆都城迄案内、都城役所迄被申断、今晚平江町市右衛門所へやと有之

一 同所番頭之事者、正保二年酉二月四日、石坂二右衛門・神田橋九郎左衛門、寺柱野坂口番所番頭被仰付、御役料高十解被成下、是番頭之初也、同三年戌十二月八日之日記ニ、寺柱番所之儀ニ付、石坂二右衛門殿・神田橋九郎左衛門殿・妹尾竹左衛門、此三人へ被仰渡候様子者、諸方改所殊之外稠由聞召被及候、今月・来月者就中人之往来重く候間、随分被改候而可然由被仰渡候、前々方被仰候様ニ、他国人などハ手形無之候而も見及次第ニ通可被申由候、若脇道など見立候ハ、其心得ニ而ふさき可被申由被仰渡候、然処また翌日他方魚・塩商売ニ參候衆、通手形申請候時者、与中之書物ニ町奉行衆裏書被成候而、御上可有通被仰渡候

一 同所平番人之事、右同月十四日卯之刻ニ、弾正殿方飢肥ニ被遣候御状、寺柱之番衆之内

江戸幕府は、各藩の領地支配の様子を監察するため、全国に巡見使を派遣した。その最初が寛永十年（一六三三）の国廻上使である。上使は「境に他藩では見ない番屋を設け、番衆もいるのはなぜか」と問い、本藩家老の因幡（川上久国）が「法度（禁止）の物を持ち出すのを改め、日蓮宗徒や出奔人を取り締まるのが目的」と答えている。

寛永十四年（一六三七）、飢肥衆主従五〇人が島原へ向けて牛の峠を越えてきた。野坂の番衆が都城まで案内した。島原の乱への出兵であろう。

正保二年（一六四五）、寺柱番所の番頭が初めて任命された。役高は一〇石。「今月と来月は人の往来が激しくなるので、他国人は通手形を持参せずとも通してやり、脇道などは塞いで通れないようにすること、魚・塩の商売に来た者は、町奉行衆が裏書をして通すこと」が指示されている。



を被申付可被遣由、石坂式右衛門殿へ被仰渡候、御状式右衛門殿被受取候、使熊本七右衛門九ツ時ニ相立候、同十九日飢肥之使者長倉かゝ右衛門殿と申人、主従六人寺柱留ニ而都城へ通達候、則以状通山へ申通、追付かれい川へ次渡候

一 同四年亥四月十三日、從彈正殿飢肥役人衆へ御状被遣候、此方方次飛脚ニ而可遣候付、野坂之番衆之内より早々持せられ候而可然、御状神田橋九郎左衛門殿迄被仰越候、右返状十五日飢肥方參、都城へ持せ、直ニ通山へ被遣候、慶安元年十一月十九日飢肥方(鹿兒島)かこしまへ御使者として、小早関右衛門と申人主従二人寺柱へ一宿有之候

一 同三年寅十一月十一日、末吉之内川床之門助二郎下人十介と申者相走り、飢肥へ參候而被擲、彼方衆川越式部左衛門・外山龍右衛門・長尾覺左衛門三人ニ而、寺柱迄被召烈、則末吉方へ被仰理ニ付、末吉衆谷口權左衛門・溝辺弥兵衛指越、走者被請取候、同十八日末吉より使者益本長四郎被差越様子ハ、梶か野之下人飢肥へ相走候を、おひより寺柱(飢肥)迄送付候、同六月廿二日町奉行西牟田茂左衛門より被申上候者、飢肥方肥後へ被參候使者、満木藏人殿と申人ニ而、上下十七人平江町へ宿被仕候、右早々可申入を定而寺柱(切寄)きりよせより可被申入と存、致延引候段被申上候、明暦二年申正月四日、飢肥より飛脚森永清兵衛・落合大右衛門と申人、鈴木源右衛門殿手形ニ而かこしまへ被通由、寺柱番所より注進被申、飛脚ニ而候間かこしまへ御注進御申ニ者及ましき、番衆へ御返事有之候、同廿六日おび衆金右衛門と申者、此方領内松本之門用談候而參由、和田土佐六左衛門方書物ニ而被申上、松本門へ万事入念候様ニと、物奉行前方可申渡被仰渡候

鹿兒島藩家老より飢肥藩への手紙を、寺柱番人熊本七右衛門が届け、飢肥からの手紙は都城・通山とわりやま・かれい川（霧島市隼人町嘉例川か）・鹿兒島へと継ぎ渡した。

正保四年（一六四七）四月十三日、彈正より飢肥役人衆への御状は次飛脚つぎひまぐで届け、十五日に返状を都城・通山へ送った。

慶安元年（一六四八）十一月十九日、飢肥より鹿兒島への使者は寺柱で一宿した。

慶安三年（一六五〇）十一月十一日、末吉の川床之門の下人が欠け落ちお（失踪）し、飢肥で捕まった。飢肥衆三人で寺柱まで連れて来て、末吉衆二人で請け取った。梶ヶ野の下人が欠け落ちし、飢肥より寺柱まで送りつけてきた。飢肥から肥後への使者（満木藏人）総勢一七人が平江町で宿泊した。明暦二年（一六五六）、飢肥から鹿兒島への飛脚二人（森永・落合）について寺柱より連絡があり、鹿兒島へ飛脚にて注進。飢肥衆の金右衛門が松本門へ用談に行く。万事について念を入れるようにとの物奉行よりの連絡。

## 補足

寛政十年（一七九八）九月、都城島津三二代久倫は「庄内旧伝編集方」を設置し、記録奉行に北郷良之進・重信弥市郎、記録方稽古に神田橋新左衛門・河合正八郎、さらに筆取に荒川儀方を任命し、都城領内の調査を開始させた。調査内容は、歴史・風土・名所・旧跡・土産・由来・政治機構と多岐にわたり、さらに古文書・古記録・系図・社寺縁起・棟札・石塔なども調査対象とされた。それらの史料は、荒川儀方が実務の中心となつて編さんされ、久倫の次代である三三代久統ひさのりの時に「庄内地理志」として結実し、一応の完成をみたのであつた（一応としたのは、「庄内地理志」は未完成という見解があるからである）。

約三十年をかけて作成された「庄内地理志」は、近世の都城島津家の一大文化事業という位置づけが成されている。その一方で、領主支配を象徴化する政治的行為であつたという見方もある。つまり、地誌は地図と共に地方統治の手段・象徴ともされたのである。鹿兒島本藩の『三国名勝図会』等とは別個に、都城島津家が独自に「庄内地理志」を完成させたことは、都城の領主としての強い独自性の表れであり、その立場を対外的に示すとともに、都城領の発展を宿願としたのであろう。

この文化的意義と政治的意義が、単なる地誌や歴史書の枠には収まらない「庄内地理志」の魅力なのであろう。以上の詳細については、『都市史 史料編 近世Ⅰ』の「解説」や『都市史 通史編 中世・近世』の第六章第二節『庄内地理志』の編さんを参照してほしい。

なお、令和元年に刊行された『三股町史』の近世編は、「庄内地理志」を中心に記述された。このことが、『三股町史料集』に「庄内地理志」を選定した理由でもあり、本史料集と合わせて『三股町史』を通読していただきたいところである。ただ、「庄内地理志」が都城島津家独自の編さん史料である以上、同家の領地以外は、その内容が希薄である点に注意が必要である。三股町でいえば、鹿兒島本藩の直轄領であつた樺山・蓼池・餅原の地域は記録が少なく、都城島津家領であつた寺柱・大鷲巢・小鷲巢（以上、大字宮村）、梶山・田上・長田（以上、大字長田）の地域は詳細な記録があるというコントラストが生じている。

■『都城島津家伝来史料 史料調査報告書』にみる「庄内地理志」伝本分類表

A本：青灰表紙、和綴本、原本とされる／B本：白表紙、和綴本／C本：簡易綴本、詳細分類不明  
D本：大正15年～昭和2年の都城島津家作成写本

※現在、都城島津邸は「庄内地理志」を修復中で、分析によっては分類の変更があるとのこと。

巻数	伝本分類			史料表題	市史史料編 掲載頁	
1		B		D	荘内地理志 凡例 1 次序 以呂波 急索引	近世 1 1 - 37
2		B		D	荘内地理志 凡例 2 日州諸縣郡 庄内称号 2	近世 1 39 - 104
3		B	C	D	荘内地理志 凡例 3 御内証 御高分	近世 1 105 - 153
4	A	B		D	荘内地理志 4 弓場田口 1 稲荷 須久塚 勝蔵院 霧島宮	近世 1 155 - 200
5		B		D	荘内地理志 5 弓場田口 2 宮丸村 兼喜宮 上	近世 1 201 - 246
6		B		D	荘内地理志 6 弓場田口 3 兼喜宮 下 龍泉寺 本地院	近世 1 247 - 283
7		B		D	荘内地理志 7 弓場田口 4 西宮丸 二巖寺 大洞寺	近世 1 285 - 322
8		B		D	荘内地理志 8 弓場田口 5 宮丸村 惣高 五十町村 慶賀	近世 1 323 - 363
9		B		D	荘内地理志 9 弓場田口 6 宮丸村 岩興 興金寺 隆班寺	近世 1 365 - 436
10	A	B		D	庄内地理志 10 弓場田口 7 郡元凡例 祝吉	近世 1 437 - 482
11	A	B		D	荘内地理志 11 弓場田口 8 郡元 下 稲荷宮 和光寺	近世 1 483 - 531
12	A	B		D	庄内地理志 12 本邑 宮丸村 1 湯田八幡 諸土邸宅	近世 1 533 - 582
13	A			D	庄内地理志 13 本邑 宮丸村 2 広小路 御制札	近世 1 583 - 626
14		B		D	荘内地理志 14 本邑 宮丸 3 本町 唐人町	近世 1 627 - 675
15	A	B		D	庄内地理志 15 本邑 宮丸 4 新蔵 大昌庵	近世 1 677 - 727

卷五二 目録の表題	卷五二 本文中の表題	補足	頁数
鷺巢由緒称号	鷺巢村名由来 延宝三年記事	<p>鷺巢という村名の由来については、享禄元年（一五二八）に伊東氏と新納氏の間で起こった合戦に遠因を求めている。但し、この由来説は伝承の域を出ないであろうとしている。</p> <p>一方、延宝三年（一六七五）の記事は村の由来関係ではなく、五口六外城という都城島津家の統治区画の中で鷺巢村がどの区画に所属していたかの経緯等が紹介してある。「庄内地理志」編さん当時は、鷺巢村の管轄は来住口だが、寛永十四年（一六三七）の高帳では、後久・鷺巢・田辺は大岩田口の管轄であったとある。詳しくは大岩田口に記すとあるので、以下にその一部を抜粋する。</p> <p style="text-align: center;">中之郷 田辺村</p> <p>古来之御支配に田部村と相唱候儀無之、安久・後久・木之前・田辺一統を中之郷村と御支配有之、慶長廿年已来御支配も中之郷村と有之、外之一村高頭三倍程多、然るに享保八年御検地より安久・木之前・田部村相分り候、以後此御方内証にて田部式ツに被分、南田部・安久村は大岩田口方角に被召附、北田部は延宝ノ比来住口に被召附候</p> <p style="text-align: center;">（「庄内地理志」卷五一『都城市史 史料編 近世2』一〇三三頁より）</p> <p>概略は以下のとおり。田部村という村名は古来より無く、安久・後久・木之前・田辺を合わせて中之郷村といい、慶長十六（一六一一）〜十九年（一六一四）の慶長内検後も中之郷村と唱えていた。他の村と比べて平均石高が三倍を超えたため、享保七（一七二二）〜十二年（一七二七）の享保内検の頃に安久・木之前・田部村に分け、田部村はさらに南北に分けて、南田部・安久は大岩田口の管轄に、木之前・北田部は来住口の管轄とした。ただ、「北田部は延宝（一六七三）〜八一年の頃、来住口に召し附けられ候」とあり、大岩田口と来住口境界の村は管轄替えが幾度かあったのであろう。</p> <p>田部村の項に鷺巢村の記述はないが、本項（延宝三年の記事）と併せると、鷺巢村の管轄が大岩田口から来住口に変わったのは、享保内検後であろうか。</p>	2-3